

平成26年度

第1回

今金町地域交通協議会

(今金町地域公共交通確保維持改善協議会)

議案

日時：平成26年5月1日(木)

13時30分

場所：今金町役場2F 会議室

次 第

1. 挨拶 今金町地域公共交通確保維持改善協議会長 外崎 秀人

2. 報告事項等

報告第1号 今金町地域公共交通確保維持改善協議会委員の変更について

3. 議 事

議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について
資料①

議案第2号 今金町デマンドバスの愛称募集について
資料②

議案第3号 新たな実証調査地区の選定について
(同地区からの協議会委員の追加について)
資料③

議案第4号 今金町高齢者交通料金助成事業実施要綱(案)及び予算(案)
について
資料④

議案第5号 今後のスケジュールについて
資料⑤

4. その他

今金町地域公共交通確保維持改善協議会 委員名簿

任期 平成25年4月26日～平成27年3月31日

| NO | 役職 | 委員名 | 所属 |
|----|-----|--------------|-----------------|
| 1 | 会長 | 外 崎 秀 人 | 今金町長 |
| 2 | 委員 | 水 口 猛 | 国土交通省北海道運輸局函館支局 |
| 3 | 委員 | 中 山 俊 彰 | 国土交通省北海道運輸局函館支局 |
| 4 | 委員 | <u>水 島 敦</u> | 北海道檜山振興局 |
| 5 | 副会長 | 富 沢 昭 雄 | 自治会町内会連合会 |
| 6 | 委員 | 境 田 藤 太 | 今金町老人クラブ連合会 |
| 7 | 委員 | 加 藤 秀 明 | 今金町民生委員児童委員協議会 |
| 8 | 監事 | 中 野 君 代 | 今金町女性団体連絡協議会 |
| 9 | 委員 | 水 本 宏 | 八束連合自治会 |
| 10 | 監事 | 辻 紀 英 | 今金町社会福協議会 |
| 11 | 委員 | 寺 田 誠 | 函館バス株式会社 |
| 12 | 委員 | 松 本 年 弘 | 有限会社 東ハイヤー |

事務局

| | |
|--|---|
| 山 田 薫 山 田 哲 也 遠 藤 盛 人 早 坂 靖 廣 嶋 絵理子 佐 藤 創 | 町まちづくり推進課長 同課長補佐 同主幹 同係長 同係長 同主査 |
|--|---|

庁舎内ワーキング委員会

保健福祉課・教育委員会事務局・国保病院 等

平成27年度今金町地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

今金町地域交通確保維持改善協議会

会長 外崎 秀人

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

・今金町の人口は6,186人(22年国勢調査)で内75歳以上の高齢者は、既に住民の5人に1人にあたる1,200人規模(2010年)に達し、今後さらに増えていくことが予想されます。これまでの自家用車中心の地域交通のままでは、今後、日常生活において不便になる世帯が増加しかねません。

このため、町は、これまでの函館バスによる長万部・せたな間の幹線運行、スクールバス、患者輸送(福祉)バスという公共交通について見直し、新しい地域交通の検討を平成24年度より始めました。さらに平成25年度においては八束・白石地区実証運行調査に着手しました。

・平成25年度に実施した地域交通確保調査事業に基づき、現況調査及び住民ニーズ調査などの結果を踏まえた上で、現行の公共交通サービスである、路線バス・患者輸送バス・スクールバスの運行を見直し、新たな公共交通システムをとって地域内フィーダー系統確保維持計画を作成し、町内交通不便地域の解消を図ります。特に町南部の八束・白石地区等でのスクールバス一般混乗の導入及びデマンドバスの導入を目指します。今回策定する計画では、持続的な公共交通として地域に定着させることを目的とします。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業目標

・平成25年度に実施した実証調査利用数を参考に平均値に対し、その1割増を目標値とする。

| 運行系統名 | H27 | H28 | H29 | 平均値 | 目標値 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 八束・白石地区線 | 1,800人 | 1,800人 | 1,800人 | 1,800人 | 1,980人 |

※平成25年度八束白石地区実証調査データ参照 月平均150人

(2) 事業の効果

- ①八束・白石地区等と市街地間における移動手段が充実する。
- ②八束・白石地区等における移動手段が充実する
- ③各地区と病院や商業施設等が結ばれることで日常生活に必要な社会基盤が維持される。
- ④地区内外問わず高齢者の社会参加が促進される。
- ⑤幹線バス(長万部～瀬棚線)のアクセスができ、利用促進が図られる。
- ⑥行政サービスの向上が図られる。
- ⑦高齢者の交通事故の減少が図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
- ・その他の資料

①路線図

②時刻表

(2) 運行予定者

- ①町内のバス事業者が一社であり、平成25年度に実施した実証調査の選定を受けた経過や地域の地理、交通事情、季節情報等に精通している。

また、運行予定者は、これまでの協議会の当該計画に記載している路線やダイヤの作成等にも関わり、積極的に町全体の地域交通の改善に取り組んでいる。

以上のことを総合的に踏まえ協議会をもって運行予定者を選定した。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・有限会社 東ハイヤー

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

- ・該当なし。

7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

- ・該当なし。

8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

- ・該当なし。

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・該当なし。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- ・該当なし。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

・該当なし。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

・該当なし。

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 25 年 4 月 26 日 第 1 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会総会
協議会発足、会則制定、年間計画の承認、公共交通調査事業の概要
- ・平成 25 年 7 月 29 日 第 2 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
公共交通調査事業の概要説明、実証調査の詳細選定（路線、料金、運行事業者等）
- ・平成 25 年 11 月 25 日 第 3 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
実証調査の報告及びアンケート報告、冬期実証調査の詳細説明、ネットワーク計画の概要
- ・平成 26 年 3 月 18 日 第 4 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
生活交通ネットワーク計画（本計画）の承認、調査事業評価の承認、次年度計画・予算等
- ・平成 26 年 5 月 1 日 平成 26 年度第 1 回今金町地域公共交通確保維持改善協議会
本計画の認定申請、実証調査地区選定、幹線系統利用促進対策等

15. 利用者等の意見の反映状況

・平成 24 年度町独自で実施した今金町地域交通サービス導入調査において、各地区（13 地区）住民聞き取り調査、各地区代表及び民生委員等 30 名でのワークショップの開催を行い、地域住民の交通課題及びニーズの把握を行い、それをベースとした報告書を作成した。その報告書をもとに平成 25 年度においては、八束・白石地区を実証調査エリアとして 9 月・2 月に実施。実施後のアンケートや聞き取りを行い、課題把握を行った。これらのデータをもとに協議会で検討を経て具体的な計画をまとめた。

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 平成 24 年 5 月～6 月 | 13 地区の老人クラブ等会合に出向き調査説明 聞き取り調査 |
| 平成 24 年 6 月 28 日 | 10 地区民生委員、青年団体、女性団体等 30 名交通ワークショップ |
| 平成 24 年 8 月 3 日 | アンケート実施に係る事前協力文書の配布町内回覧 |
| 平成 24 年 8 月 20 日 | 地域交通全町民アンケート 約 2600 世帯（回収率 24%） |
| 平成 25 年 5 月～6 月 | 13 地区の老人クラブ等会合 実証調査の概要、聞き取り調査 |
| 平成 25 年 8 月 5 日 | 八束地区 9 月実証調査事前説明会、課題聞き取り |
| 平成 25 年 8 月 20 日 | 白石地区 9 月実証調査事前説明会、課題聞き取り |
| 平成 25 年 10 月 11 日 | 八束地区 9 月実証調査後の聞き取り調査及びアンケート調査 |
| 平成 25 年 10 月 15 日 | 白石地区 9 月実証調査後の聞き取り調査及びアンケート調査 |
| 平成 25 年 1 月 10 日 | 白石地区 2 月実証調査事前説明会、課題聞き取り |
| 平成 25 年 1 月 21 日 | 八束地区 2 月実証調査事前説明会、課題聞き取り |
| 平成 26 年 3 月 10 日 | 白石地区 2 月実証調査後の聞き取り調査及びアンケート調査 |
| 平成 26 年 3 月 24 日 | 白石地区 2 月実証調査後の聞き取り調査及びアンケート調査 |

16. 今金町地域公共交通確保維持改善協議会の構成員

- (1) 関係都道府県 ・ 北海道檜山振興局地域政策部地域政策課長
- (2) 関係市町村 ・ 今金町長
- (3) 関係交通事業者 ・ 函館バス(株) 営業部長
・ 有限会社東ハイヤー代表取締役
- (4) 地方運輸局 ・ 北海道運輸局函館支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
・ 北海道運輸局函館支局首席運輸企画専門官(企画調査担当)
- (5) その他協議会が必要とする者
 - ・ 今金町自治会町内会連合会長
 - ・ 今金町老人クラブ連合会長
 - ・ 今金町民生委員児童委員協議会副会長
 - ・ 今金町女性団体連絡協議会長
 - ・ 八束連合自治会副会長
 - ・ 今金町社会福祉協議会事務局長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制なびに当該系統の輸送量の増加目標

・ 該当なし。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 北海道瀬棚郡今金町字今金48-1
(所属) 今金町まちづくり推進課企画政策グループ
(氏名) 廣嶋 絵理子
(電話) 0137-82-0111(135)
(E-mail) imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

| 都道府県 (市区町村) | 運行予定者名 | 運行系統名 | 地域間幹線/ 地域内ファイ ダーの別 | 確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円) | 幹 線 特 例 措 置 | 地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」) | | | 基準二で 該当する要件 |
|----------------|----------|---------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|---------------------|---|----------------|
| | | | | | | 乗合バス型/ デマンド型の別 | 基準口で 該当する要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策 | |
| 今金町 | (有)東ハイヤー | 八東・白石地区 | 地域内ファイ ダー | 3,265.0 千円 | | 乗合バス型/ デマンド型の別 デマンド型 | 基準口で 該当する要件 ① | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策 瀬棚線と起点となるバス停 が共有であるとともに、乗り 継ぎにも適したダイヤを設 定する。 | ① |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 3,265 千円 | | | | | |

(注)

- 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

| | |
|------|----------|
| 事業者名 | (有)東ハイヤー |
|------|----------|

| |
|--------|
| 平成27年度 |
|--------|

1. 申請事業者の概要

| | | | | | | |
|----------------------|------------------|------------------------------|---------------|-------|---------|------------|
| 補助対象期間の前々年度の損益状況 | 乗合バス事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
| | 営業収益 | 728 千円 | 営業外収益 | 千円 | 経常収益(イ) | 728 千円 |
| | 営業費用 | 9,875 千円 | 営業外費用 | 千円 | 経常費用(ロ) | 9,875 千円 |
| | 営業損益 | △ 9,147 千円 | 営業外損益 | 千円 | 経常損益 | △ 9,147 千円 |
| 補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ) | 台 2 | 補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ) | 時間 1,382.9 | 経常収支率 | 7.37 % | |

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

| 補助ブロック名 | 補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ | 地域時間当たり標準経常費用 へ | 時間当たり経常費用ホとのいずれか少ない額 ト | 時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ |
|---------|------------------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|
| 南北海道 | 3,570 円 .39 銭 | 2,714 円 .33 銭 | 2,714 円 .33 銭 | 263 円 .21 銭 |
| | 円 . 銭 | 円 . 銭 | 円 . 銭 | 円 . 銭 |

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

| 補助ブロック名 | 申請番号 | 運行系統名 | 運行系統 | | | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 1回当たりサービス提供時間 リ | リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ | リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル | 補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ | 計画サービス提供時間 |
|---------|------|---------|---------|------|----------|--------|---------|--------------------|---------------------------------|---------------------------------------|---|------------|
| | | | 発地 | 営業区域 | 着地 | | | | | | | |
| 南北海道 | 第1号 | 八東・白石地区 | 八東・白石地区 | 今金町 | 今金国保病院ほか | 296 日 | 480.5 回 | 5.7 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | 100.000 % | 2,765.7 時間 |
| | | | | | | 日 | 回 | 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | % | 時間 |
| | | | | | | 日 | 回 | 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | % | 時間 |
| | | | | | | 日 | 回 | 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | % | 時間 |
| | | | | | | 日 | 回 | 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | % | 時間 |
| | | | | | | 日 | 回 | 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | % | 時間 |
| 合計 | | 1 系統 | | | | | | 5.7 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | | 2,765.7 時間 |

| 補助ブロック名 | 申請番号 | 補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ | 経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ | 補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ | タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ | 補助対象経費 ネ | 補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ | 国庫補助上限額 ラ | 国庫補助金内定申請額(ナ又はワのうちいずれか少ないほうの額) ム |
|---------|------|---------------------------|-----------------------|-------------------------------|--|-------------|-----------------------|--------------|-------------------------------------|
| 南北海道 | 第1号 | 7,507,022円 | 727,960円 | 6,779,062円 | 6,779,062円 | 6,779 千円 | 3,389.5 千円 | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 | 千円 | | |
| 合計 | | 7,507,022円 | 727,960円 | 6,779,062円 | 6,779,062円 | 6,779 千円 | 3,389 千円 | 5,487 千円 | 3,389 千円 |

| 補助ブ ロック 名 | 申請 番号 | 経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ | 損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ | ノの負担者とその負担割合 | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------|------|------|------|-------|------|---------|------|-------------------|--|
| | | | | 都道府県 | | 市区町村 | | その他の者 | | 事業者自己負担 | | 「その他の者」 の具体的概要 | |
| | | | | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | | |
| 南北海道 | 第1号 | 9,146,667円 | | | | | | | | | | | |
| | | 円 | | | | | | | | | | | |
| | | 円 | | | | | | | | | | | |
| | | 円 | | | | | | | | | | | |
| | | 円 | | | | | | | | | | | |
| | | 円 | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 9,146,667円 | 5,757,667円 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | | |

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|------|-----|
| 市町村名 | 今金町 |
|------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|-------|
| 人口集中地区以外 | 6,186 |
| 交通不便地域 | 6,186 |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|-------|---------------|
| 6,186 | 今金町全域 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
| | | |
| | | |
| | | |

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

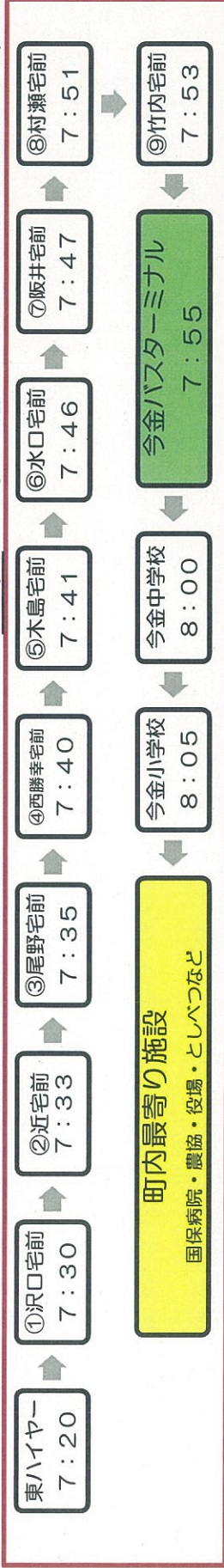
今金行便

八東・白石地区「予約制バス」運行(案)

※今後、幹線バスの時刻変更に伴い、予約バスの運行時間は、微調整させていただきます。

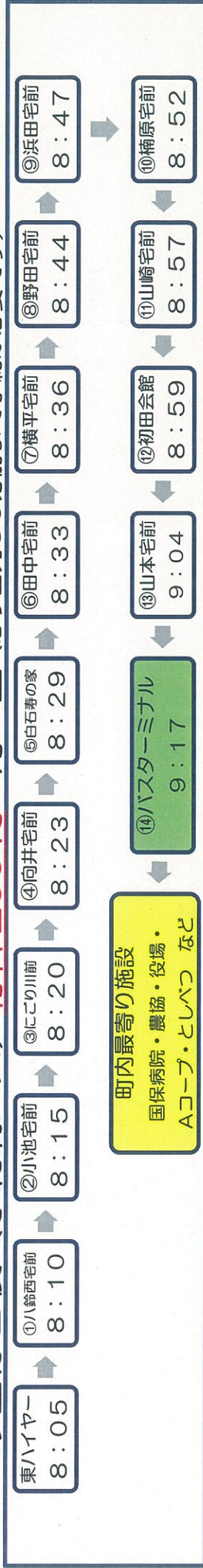
運行開始予定: 2014年10月1日

今金行 1 便 (予約制バス) スクールバス 無料 月～金 (必ず出発30分前まで予約が必要です)



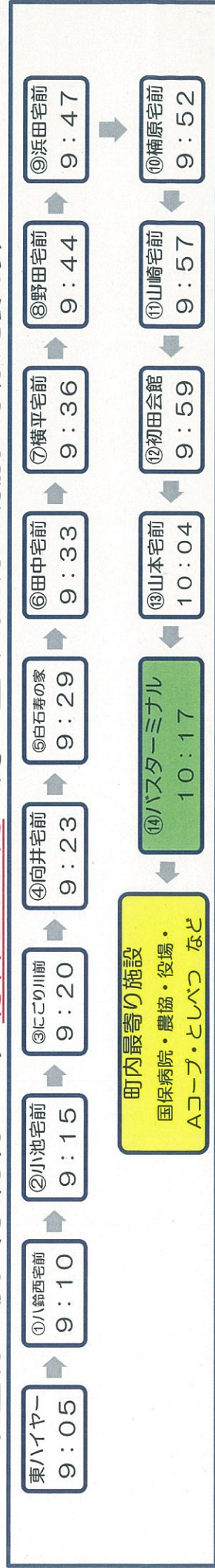
①～⑨までの乗車場所は児童生徒宅前からの利用となります

今金行 2 便 (予約制バス) 有料 200 円 月～土 (必ず出発30分前まで予約が必要です)



①～⑬までの停車場所は、目安で設定しております。予約の際は必ず、住所氏名をお伝えください。

今金行 3 便 (予約制バス) 有料 200 円 月～土 (必ず出発30分前まで予約が必要です)



①～⑬までの停車場所は、目安で設定しております。予約の際は必ず、住所氏名をお伝えください。

八東・白石地区「予約制バス」運行（案）

※今後、幹線バスの時刻変更に伴い、予約バスの運行時間は、微調整させていただきます。

八東・白石帰便

運行開始予定：2014年10月1日

八東・白石地区帰り便（予約制バス）（必ず出発30分前まで予約が必要です）

町内最寄り施設

国保病院・農協・役場・としべつ・郵便局・銀行・あったからんど・Aコープなど

予約があった最寄り施設に迎えに行きます。

予約者の自宅近く停留所へ

| | 今金バスターミナル | 今小 | 今中 | 料金 |
|------|-----------|-------|-------|------------|
| 帰り1便 | 12:35 | | | 有料200円 |
| 帰り2便 | 14:40 | 14:45 | | ※スクールバスは無料 |
| 帰り3便 | 15:50 | 15:55 | 16:05 | ※スクールバスは無料 |
| 帰り4便 | 16:50 | | | 有料200円 |
| 帰り5便 | 17:20 | | 17:30 | ※スクールバスは無料 |
| 帰り6便 | 19:15 | | | 有料200円 |

予約先 東ハイヤー 82-0166

予約制バス利用の流れ



※今年度の要領の修正で、ネットワーク計画の修正に関し、下記のとおり、軽微な修正に関しての取扱いが明記されました。

今金町地域内フィーダー系統確保維持計画につきましても、6月に計画を申請した後、何らかの事情により、下記の範囲内での軽微な変更を要することが生じた場合、事務局に一任いただき、変更後直近の協議会で報告することとさせていただきますと思います。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領〈抜粋〉

2. 地域公共交通確保維持事業について

イ. ネットワーク計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係るネットワーク計画又は地域内フィーダー系統に係るネットワーク計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合には、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後のネットワーク計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

今金町デマンドバスの愛称を 募集します

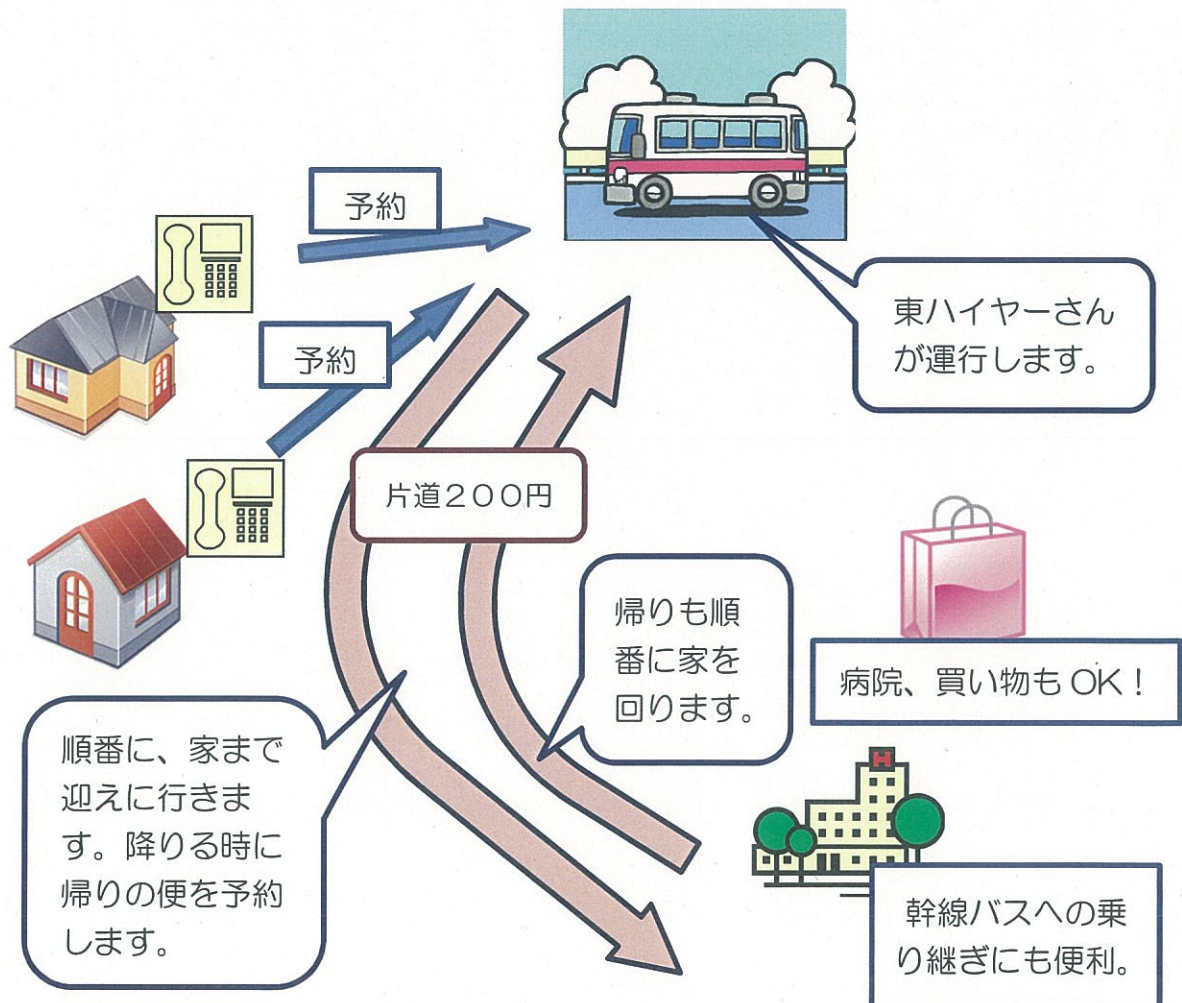
今金町では、10月から、八束・白石地区で、デマンド（完全予約制）バスを本格運行する予定です。
 運行の概要は昨年、同地区で実施した実証実験と同様の内容で検討中です。
 同時に、今金町内の地域交通のベースとなるデマンドバスの愛称を募集したいと思いますので、町民の皆様が親しみを持って利用していただける素敵な愛称のご提案をお待ちしております。

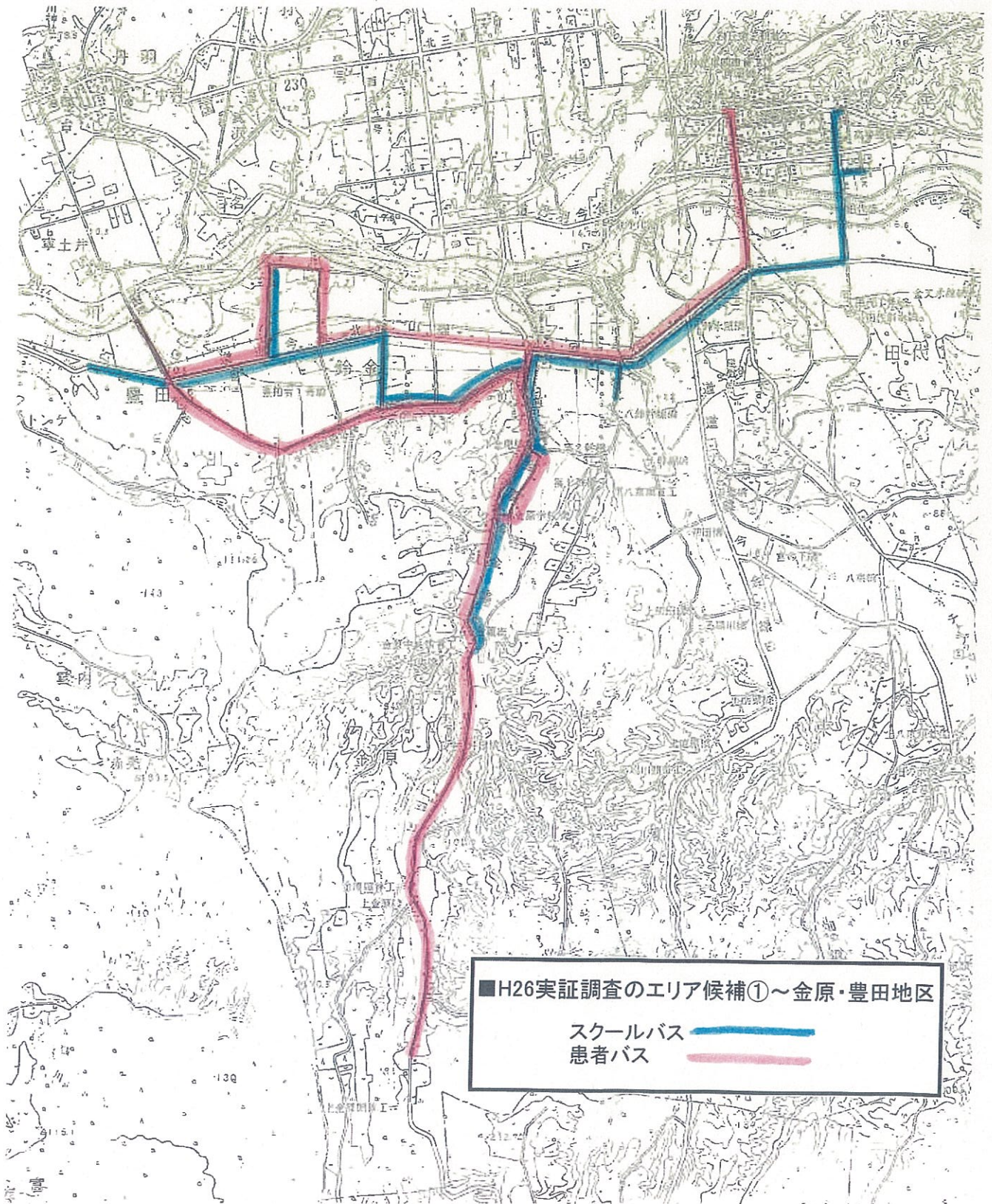
【応募方法：メール又は郵送】

メール又はハガキに①愛称②住所③氏名④電話番号を記入の上、
 〒049-4393 今金町字今金48-1 今金町役場まちづくり推進課
 E-mail: imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp
 までお送りください。 締切：平成26年6月20日（金）
 （問い合わせ先：82-0111 役場まちづくり推進課）



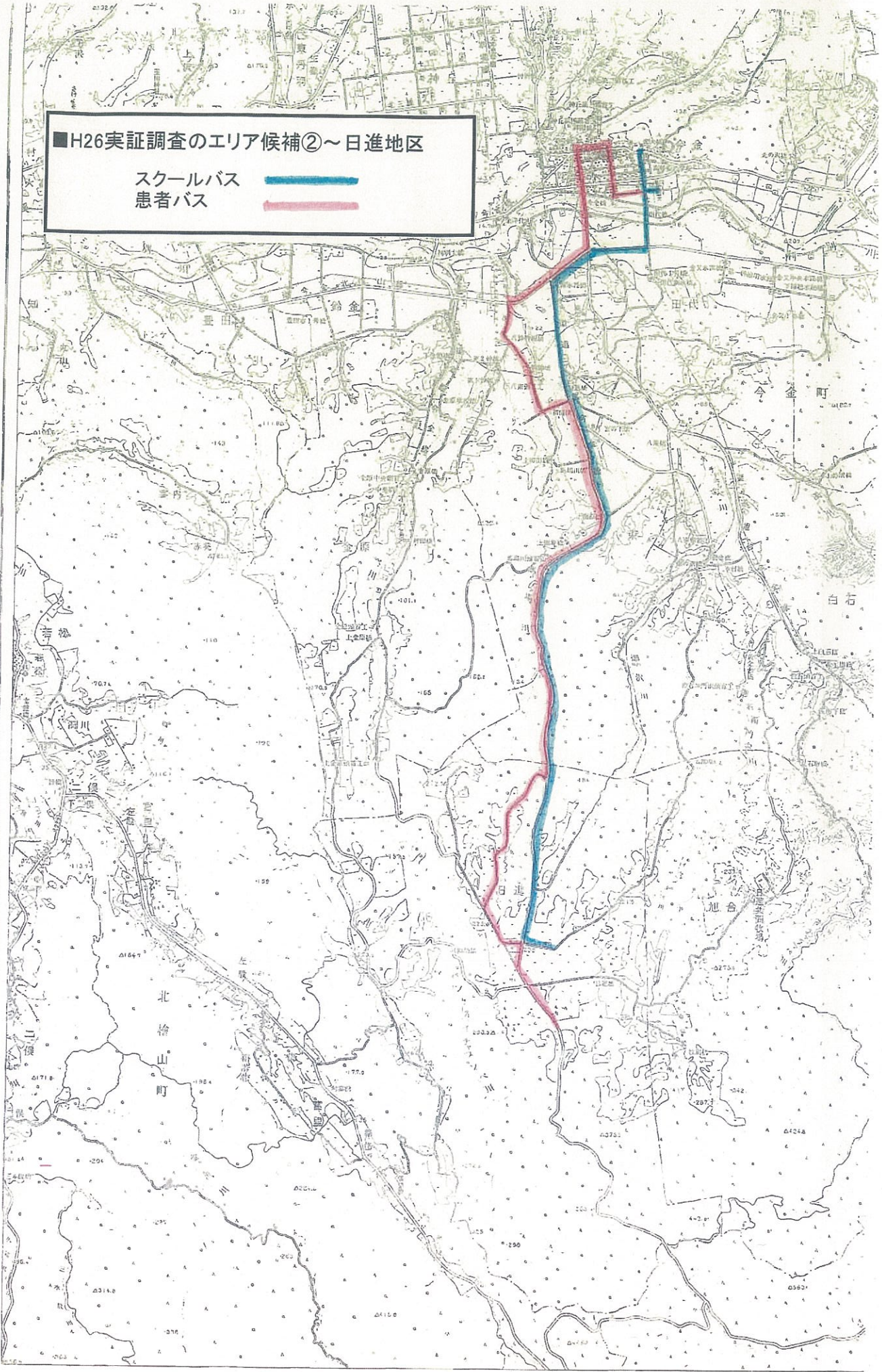
【デマンドバスの概要】





■H26実証調査のエリア候補②～日進地区

スクールバス 
患者バス 



今金町高齢者交通料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する公共交通の乗車料金の助成に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の外出を支援し、その社会的、文化的活動その他の社会参加の促進を図るとともに、健康の保持および生活の質の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による交通料金の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有する65歳以上の者とする。

2 前項に規定する町内に住所を有する者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民票に記録されている者および町内に住居する者で本町の住民票に記録されていない者のうち、町長が特に認めるものとする。

(申請等)

第3条 助成を受けようとする者は、別記様式の申請書により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認める者（以下「受給者」という。）に対しては、次条に定めるところにより、今金町高齢者交通料金助成券（以下「助成券」という。）を交付し、受給資格がないと認める者に対しては、その旨を通知するものとする。

(助成券)

第4条 助成券は、函館バス株式会社（以下「交通事業者」という。）が販売する今金町高齢者交通料金助成専用乗車カード（以下「乗車カード」という。）を販売額の半額で購入することができる券とする。

2 助成券の交付は、1年度につき500円券12枚綴り1冊とする。

3 助成券の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成券の使用場所)

第5条 受給者が助成券を使用して乗車カードを購入できる場所は、交通事業者が当該乗車カード販売に関し契約を締結した販売所ならびに交通事業者の営業所（以下「販売所等」という。）とする。

(助成券の使用方法)

第6条 受給者が助成券を使用して乗車カードを購入しようとするときは、1,000円の乗車カードの場合は、1枚につき助成券1枚を添え現金500円、または、5,000円の乗車カードの場合は、1枚につき助成券5枚を添え現金2,500円を販売所等に支払うものとする。

(乗車カードの使用方法等)

第7条 助成券を使用して購入した乗車カードの使用方法、再発行、交換及び払い戻しの取扱いは、交通事業者が定める運送約款等によるものとする。

(乗車カードの通用区間)

第8条 助成券を使用して購入した乗車カードの通用区間は、次のとおりとする。

(1) 函館バスが運行する瀬棚線地域幹線系統の全区間

(受給資格の喪失等)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生したときに受給資格を喪失する。

(1) 町内に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条第2項に規定する町長が特に認める者にあつては、その理由を欠くに至ったとき。

2 受給者は、助成券の交付を受けた後に受給資格を喪失したときは、未使用の助成券を町長に返還しなければならない。

(譲渡、不正使用等の禁止)

第10条 受給者は、交付を受けた助成券およびこれを使用して購入した乗車カードを他人に譲渡、貸与または転売してはならない。

2 町長は、受給者が前項の規定に違反したときは、交付を受けた助成券およびこれを使用して購入した乗車カードの返還を命じ、または助成券の交付を一定期間停止することができる。

(助成券の再交付)

第11条 受給者が助成券を紛失したときは、再交付を受けることができない。

2 受給者は、助成券を汚損し、または破損したときは、別紙様式の申請書に当該助成券を添えて、町長に申請し、再交付を受けることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成●●年●●月●●日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成●●年●●月●●日から施行する。
- 2 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

実施期間～今年度は、平成26年10月1日から平成27年3月31日

(来年度、再来年度は4月1日～3月31日)

対 象 者～満65歳以上の町民(26年3月末現在：2,089人)

予算提案～7,716千円(6月定例会で補正予定)

財 源～一般財源とし、過疎債(ソフト事業)を申請。

【予算提案内訳】

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| ・バスカード半額負担分 | 6,000円×1,000人 = 6,000,000円 |
| (利用見込を幹線沿線地域：5割、沿線外：4割とし、算出) | |
| ・乗車カード販売等手数料 | 100円×1,000人×12枚 = 1,200,000円 |
| ・乗車カード作成手数料 | 35円×1,000人×4枚 = 140,000円 |
| ・乗車カード版下作成手数料 | 63,000円×2種類 = 126,000円 |
| ・助成カード印刷代 | 250,000円 |
| 合計 | 7,716,000円 |

【参考】

満65歳以上の町民の居住区域内訳

幹線沿線地域(美利河、花石、宮島、中里、奥沢、住吉、種川、神丘、今金、御影)

幹線沿線外(稲穂、光台、田代、八束、白石、金原、鈴金、豊田、鈴岡、日進)

幹線沿線地域 1,654人 (5割：827人)

幹線沿線外 435人 (4割：174人)

合計 2,089人 1,001人

別記様式

今金町高齢者交通料金助成券交付申請書

平成 年 月 日

今 金 町 長 様

住 所 瀬棚郡今金町字
申 請 者 氏 名 ⑩
電話番号

住 所
代 理 人 氏 名
(窓口に来た方) 続柄 (夫 ・ 妻 ・ 子)

今金町高齢者交通料金助成券の交付を申請します。

| | | | |
|-------|-----------|------|-------------------|
| 対象者氏名 | (男 ・ 女) | 生年月日 | 明治・大正・昭和 年 月 日 |
| ※交付番号 | | 備考 | |

上記申請のとおり、助成券を交付したい。

| | | | |
|----|---------|----|---|
| 課長 | 課長補佐・主幹 | 係長 | 係 |
| | | | |

今後実施スケジュール（案）について

5月
~
6月

- ・ **第1回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催**
- ・ 新たな実証調査説明会（新地区へ事業概要等）
- ・ フィーダー系統確保補助申請、バリアフリー整備事業申請（協議会から国へ申請）
- ・ 庁舎内ワーキング開催（実証調査の内容、高齢者助成事業について）
- ・ 今金町高齢者交通料金助成事業の事務手続き等（6月定例会へ補正）

7月
~
8月

- ・ **第2回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催**
- ・ 八束・白石地区新路線本運行に伴う事務説明会、広報等による町民周知
- ・ 新地区実証調査における詳細事項の設定（料金・経路・運用方法）
- ・ 今金町高齢者交通料金助成事業の住民周知及び協定書締結等
- ・ 地域説明会（13地区老人クラブ例会等）

9月

- ・ **新地区にて実証調査実施予定 9月1日(月)～9月30日(火)**
- ・ 利用者アンケートの実施（料金や路線、運用日）

10月
~
11月

- ・ **八束・白石地区本運行スタート**
- ・ **今金町高齢者交通料金助成事業スタート**
- ・ **第3回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催**
- ・ 実証調査における検証及び今後の方向性の確認等
- ・ 庁舎内ワーキング開催（実証調査の内容について）

12月
~
1月

- ・ 第3回協議会の検証結果等を踏まえて冬道実証調査における詳細事項の設定（料金・経路・運用方法）
- ・ 広報等による町民周知

2月

- ・ **新地区にて実証調査実施予定 2月2日(月)～2月27日(金)**
- ・ 利用者アンケートの実施（料金や路線、運用課題等）

3月

- ・ **第4回今金町地域公共交通確保維持改善協議会 開催**
- ・ 冬道実証調査における検証及び今後の方向性の確認等
- ・ 次年度申請に向けた具体的な地域交通の運用計画

※ 八束白石地区のデマンド運行は平成26年10月1日より本運行をスタートする。

※ 今金町高齢者交通料金助成事業平成26年10月1日より導入（予定）

※ 新地区の実証調査後その地区については、平成27年10月1日よりスタートする。